

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 2022年6月27日

【会社名】 株式会社中央製作所

【英訳名】 Chuo Seisakusho , Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 後 藤 邦 之

【本店の所在の場所】 名古屋市瑞穂区内浜町2-4番1号

【電話番号】 052(821)6166番

【事務連絡者氏名】 総務部長 服 部 光 生

【最寄りの連絡場所】 名古屋市瑞穂区内浜町2-4番1号

【電話番号】 052(821)6166番

【事務連絡者氏名】 総務部長 服 部 光 生

【縦覧に供する場所】 株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【提出理由】

当社は、2022年6月23日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2022年6月23日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の配当の件

イ 配当財産の種類

金銭

ロ 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき金 20円 総額 15,466,260円

ハ 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月24日

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じて、より一層のコーポレートガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されるため、株主総会資料の電子提供制度の導入に備えるべく、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨の規定及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定の新設並びに株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供に関する規定の削除を行うとともに、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(3) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、後藤邦之、柘植良男、若尾正一、丸山裕海、岡田浩義及び加藤茂の6名を選任するものであります。

なお、加藤茂氏は、社外取締役の候補者であります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、渡邊良造、入谷正章及び山崎裕司の3名を選任するものであります。

なお、入谷正章、山崎裕司の両氏は、社外取締役の候補者であります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額96,000千円以内（内、社外取締役12,000千円以内）とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとすること、その役割・責任に応じた固定報酬及びインセンティブを高める業績連動報酬で構成することを基本方針といたします。なお、社外取締役につきましては、独立性・客観性を保つ観点から固定報酬のみといたします。また、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

本議案に係る報酬等の額は、当社の事業規模、当該方針に基づいて固定報酬及び業績連動報酬を支給するものであり、指名・報酬委員会からの答申を経て取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額を年額24,000千円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものと

いたします。

本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であるものと判断しております。

第7号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、本総会終結の時をもって、任期満了により退任となりますので、新たに会計監査人として仰星監査法人の選任をお願いするものであります。なお、本議案は、監査役会の決定に基づき付議しております。また、監査役会が仰星監査法人を会計監査人候補者とした理由は、新たな視点での監査が期待できることに加え、会計監査人としての専門性、独立性、規模、品質管理体制及び監査報酬等を総合的に勘案して結果、適任であると判断したためであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金の配当の件	5,213	33		(注)1	可決 99.04
第2号議案 定款一部変更の件	5,216	30		(注)2	可決 99.10
第3号議案 取締役(監査等委員 である取締役を除 く。)6名選任の件					
後藤邦之	5,217	29		(注)3	可決 99.12
柘植良男	5,217	29			可決 99.12
若尾正一	5,217	29			可決 99.12
丸山裕海	5,217	29			可決 99.12
岡田浩義	5,217	29			可決 99.12
加藤茂	5,217	29			可決 99.12
第4号議案 監査等委員である取 締役3名選任の件					
渡邊良造	5,215	31		(注)3	可決 99.08
入谷正章	5,215	31			可決 99.08
山崎裕司	5,215	31			可決 99.08
第5号議案 取締役(監査等委員 である取締役を除 く。)の報酬等の額 決定の件	5,217	29		(注)1	可決 99.12
第6号議案 監査等委員である取 締役の報酬等の額決 定の件	5,215	31		(注)1	可決 99.08
第7号議案 会計監査人選任の件	5,217	29		(注)1	可決 99.12

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。